

以下は、「財団法人 日本ボールルームダンス連盟」発行の「スケーティング・システム《教科書・例題集》」からの抜粋です。

<スケーティング・システム>

◎ジャッジペーパーの記載法

[規定1]

すべての予選、および準決勝(準々決勝があれば含む)、において各審査員は、審査員長が指示した組数を選ばなければならない。

[規定2]

決勝戦において各審査員は、各種目別に入賞順位を付けるものとする。

[規定3]

決勝戦において各審査員は、各種目別に、1位とする組に1、2位には2、3位に3、(以下これにならう)と記入する。

[規定4]

いかなる種目の決勝戦でも、審査員は、何位であろうと、同順位を付けてはならない。

◎各種目における順位の決定法

[規定5]

各種目における優勝は、審査員の過半数(絶対過半数※)から1位を得た組であり、2位は審査員の過半数から2位及びその上位を得た組である。3位以下も同様である。

※絶対過半数とは、ある数字の全体より多い数で、半数はこれに含まない。

◎2組以上が同順位で過半数を得ている場合

[規定6]

2組またはそれ以上の組が同順位で過半数を得ている場合は、多くの過半数を得た組をその順位とし、次に多い組を次順位とする。

◎2組以上が同順位で同数の過半数を得ている場合

[規定7]

- A) 2組以上が同順位で同数の過半数を得ている場合は、その過半数に数えられた審査員の点(順位の数字)を合計し、その合計点の少ない組を上位とする。
- B) なお、もしこの合計点も等しい場合は、この同点の組についてのみ次順位の個数を加えるが、それでも同数の場合は、さらに、その下位の順位を加えて決定する。

◎ある順位で過半数を得た組がない場合

[規定8]

かりに1位で過半数を得た組がない場合は、2位及びその上位を過半数の審査員から与えられている組を1位とする。

なお“1位と2位”を合わせても過半数に達しない場合は、3位(必要ならばさらに下位)をも含めなければならない。(規定6と規定7に従う)。2位または以下の各順位においても同様の方法で決定する。

◎全種目の総合

[規定9]

全種目の競技が終わって各種目における順位が決まると、総合順位表に、各組ごとにその順位を1位を1、2位を2、(以下同様に)として転記し、これらの順位点を合計する。そしてこの合計点の最も少ない組を“第1位”とし、以下順番に順位を決定する。

[規定10]

- A) ある順位で同点となった場合は、多くの種目でその順位及びその上位を得た組に決定したい順位を与える。
- B) さらに、決定したい順位以上の個数が同数ならば、その順位及びその上位の順位を合計して、少ない方をその順位とする。
- C) 同点の組が3組以上の場合、上位の組が決定された後、残りの組に対して次順位以上をいくつ持っているかを調べ、さらに同数ならば(b.)と同様に決定する。

◎規定9及び規定10を適用してもなお、同順位となる場合

[規定11]

規定9及び規定10を適用してもなお同順位となる場合は、その組についてのみ全種目のダンスを1種目とみなし、規定5～8を適用して決定する。それでもなお、同順位となる場合には、審査員長の判断によって踊り直しをするか、またはその順位に対する賞を分配するかを決定する。

- A) 各種目の結果を種目別総合集計表に転記した後、規定11を適用する選手の背番

号を同点背番号欄に記入し、全種目を1種目とみなして、決定したい順位以上をいくつか持っているかを順位欄に記入する。

過半数の計算は、(全種目数×審査員数)の過半数で、例えば、
4種目×5人(審査員)=20 ⇒ 11(過半数)となり、
20人の審査員で審査したということになる。

- B) 同点が3組以上の場合、先に規定10を適用して順位を決定し、それでも同点の組が出たとき規定11を適用する。ただし、規定11に入った組は入らなかった組に対して、優先して上位の順位を与えられる。

[順位決定のための手順]

1) 各種目の順位決定(規定5～8)

1. 過半数を計算する。(絶対過半数)
2. 過半数を得た順位以上の個数を記入する。(多い方が上位となる)
3. 同数が出たならば、かっこの中に順位の数字を合計して記入する。(少ない方が上位となる)
4. かっこの中が同点ならば、次の順位までも含めての個数によって決定する。
5. 差が出るまで下位の順位を含めて計算する。(かっこを追加する必要はない)
6. それでも決められなければ、それらの組すべてを決定したい順位の間順位とする。

2) 全種目の総合順位決定

1. 規定9
 - 順位の数字の合計が少ない組を上位の順位とする。
2. 規定10
 - 同点になった場合は、決定したい順位以上を多く持っている方に決定する。
 - それも同数の場合は、それらの数字を合計して少ない方に決定する。
 -

注) 同点の組が3組以上の場合、上位の組が決まったら残りの組の順位について規定10を繰り返す。

3. 規定11
 - すべての種目をまとめて1種目としてみなして計算する。
 - 規定5～8をして決める。(各種目の場合とは違う書式となる)
 - 過半数を計算する。
 - 決定したい順位以上をいくつか持っているかを記入する。

- 過半数に達しなければ、過半数以上になるまで、順位を下げて計算する。
- 同点の組が2組のときはどちらかが上位で残りは下位となる。
- 同点の組が3組のとき、上位の組が決まったら、残りの組にたいして規定10からやり直す。